

## 安心安全分野

### 3 市民が安心してやすらかに暮らせるまちをつくる

#### 1 安心して安全に暮らせる環境をつくる

- |              |    |
|--------------|----|
| 1 危機管理体制の充実  | 86 |
| 2 災害に強いまちづくり | 88 |
| 3 防犯対策の強化    | 90 |
| 4 消防・救急体制の充実 | 92 |
| 5 交通安全対策の推進  | 94 |
| 6 消費者保護対策の充実 | 96 |

## 3-1-1

## 危機管理体制の充実

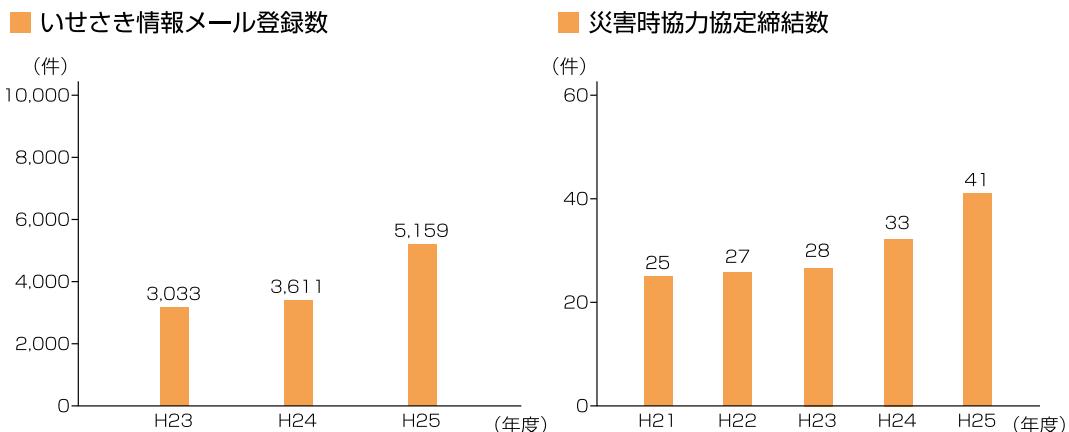
## 施策の目指す姿

- ① 災害などの非常事態の発生に備えた体制が整い、非常時には市民の被害が最小限に抑えられています。
- ② 地域の防災力が高まり、災害時には市民が迅速な行動を取ることができます。

## 現状と課題

- ① 本市は、地震や風水害などの自然災害が比較的少ない地域ですが、近年、局地的な集中豪雨や記録的大雪、竜巻などがいたるところで発生するなど、災害の予測が困難な状況です。また、不安定な国際情勢を背景とした武力攻撃や原子力施設事故、新型インフルエンザなどの感染症、身近で発生する犯罪など、市民の生命・財産を脅かす要因が多様化しています。非常に備え、情報の正確な把握と適切な提供を行い、迅速に行動できる体制の構築が求められています。
- ② 災害時には、まず「自分の身は自分で守る」という自助が重要ですが、自力では避難できない人たちを地域の人が支援する共助が不可欠です。災害時に備え、自主防災組織などの地域住民の主体的な行動による地域防災力を高めておくことが求められています。

## 関連データ



## 市民の実感 (H26市民意識調査)

本施策「危機管理体制の充実」について「満足」または「どちらかというと満足」と回答した市民の割合

**32.7%**

## 施策の基本方針

- ① 市民、企業、関係機関、行政の連携を進め、総合的な危機管理体制を充実します。
- ② 地域住民との協働により、地域防災体制を充実し、地域の防災力の向上を図ります。

## 施策の展開

- ① 総合的な危機管理体制の充実
  - 災害など非常事態発生時の初動体制の強化
  - 情報の収集や提供の強化
    - テレビやラジオ、メール配信、市ホームページなどの活用
  - 非常時を想定した意識啓発の推進や知識の普及
  - 企業などとの災害時協力協定<sup>\*</sup>の締結の推進
  - 物資の調達・供給体制の整備
  - 関係機関と連携した組織的な対応力の強化
- ② 地域防災体制の充実
  - 自主防災組織などの強化
    - 職員出前講座などの活用による地域防災意識の啓発
    - 住民参加型の防災訓練の実施
    - 図上訓練(DIG, HUG)<sup>\*</sup>の実施
  - 地域防災リーダー<sup>\*</sup>の育成
  - 災害時要援護者情報の地域との共有



### ※災害時協力協定

災害が発生したときに、食料や生活物資の供給、応急復旧に係る対応などについての人的・技術的な支援の提供を受ける協定。

### ※図上訓練 (DIG, HUG)

災害の発生を想定し、地図に危険地帯や地域の特徴を書き込むことで地域の課題を発見し、災害への対応や事前の対策などを検討する災害図上訓練(DIG)と避難所運営ゲーム(HUG)がある。これは、避難者の年齢や性別、それぞれが抱える事情などを避難所に見立てた平面図上で想定することで、避難所で起こる様々な出来事への対応を模擬体験により訓練するもの。

### ※地域防災リーダー

防災に関する知識と技術を有し、日頃から自主防災組織と連携して、地域の防災活動の中心となる人。

### ※災害時要援護者

高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、傷病者などの災害時に自力で避難することが困難な人。

## 関連計画

- 地域防災計画(平成17年度～)
- 国民保護計画(平成18年度～)
- 水防計画(平成17年度～)
- 新型インフルエンザ等に係る業務継続計画(平成26年度～)
- 新型インフルエンザ等対策行動計画(平成26年度～)

## まちづくりの指標(成果指標)

指標名	現状値 (平成25年度)	目標値 (平成31年度)	解説・算出方法など
いせさき情報メール登録数	5,159件	10,000件	配信を希望する人が携帯電話やパソコンのメールアドレスを登録し、市から一斉に送信される防災や防犯に関する情報を受信するサービスに登録された数
災害時協力協定締結数	41件	60件	他の自治体や民間企業との災害時協力協定を締結した数

## 3-1-2

## 災害に強いまちづくり

## 施策の目指す姿

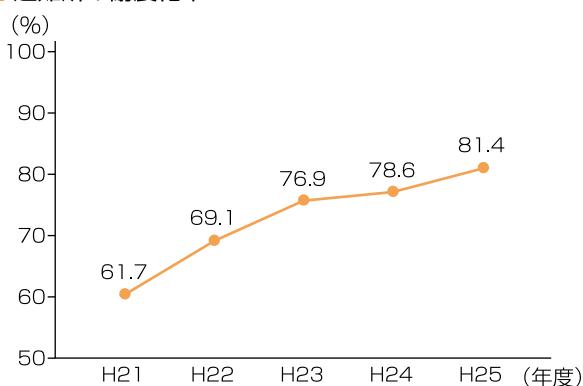
- ① 総合的な治水対策の推進により、市民の水害への不安が解消されています。
- ② 地震災害に備えたまちづくりが進み、災害時の市民生活の安全が確保されています。
- ③ 避難場所の整備が進み、災害時には市民が安心して避難することができます。

## 現状と課題

- ① 近年の都市化、宅地化の進展、また、台風や局地的な集中豪雨により、道路冠水などの都市型の浸水被害が発生しています。準用河川、用排水路などの普通河川や公共下水道の雨水排水路を計画的に管理、整備することにより、治水対策を進める必要があります。
- ② 東日本大震災を契機に、市民の防災への意識が高まっています。公共施設、住宅などの建物の耐震化や緊急輸送道路の確保、住宅密集地の解消など総合的な防災対策を推進し、地震災害に強い都市基盤の整備を進めることが必要です。
- ③ 本市には、95カ所の避難場所が指定されていますが、耐震化が実施されていない避難所もあります。耐震化とともに避難場所までの道路など災害時に備えた環境を計画的に整備していく必要があります。

## 関連データ

## ■ 避難所の耐震化率



## 市民の実感 (H26市民意識調査)

本施策「災害に強いまちづくり」について「満足」または「どちらか」というと  
満足」と回答した市民の割合

**30.1%**

## 施策の基本方針

- ① 治水対策の推進により、浸水被害の防止に努めます。
- ② 地震対策の推進により、地震被害の防止に努めます。
- ③ 避難場所の環境整備を推進し、災害時の地域の防災拠点機能を高めます。

## 施策の展開

- ① 治水対策の推進
  - 水防体制の強化
  - 河川、水路、側溝などの適切な維持管理と整備の推進
  - 土地区画整理事業、道路整備事業と連携した水路整備の推進
  - 雨水排水路の適切な維持管理と整備の推進
- ② 地震対策の推進
  - 公共施設の耐震化の推進
  - 住宅の耐震化の促進
  - 緊急輸送道路の確保と狭あい道路の解消
  - 土地区画整理事業の推進
    - 老朽建築物の更新と住宅密集地の減少
    - 道路や公園の配置などによる防火帯の設定
- ③ 避難場所の環境整備
  - 備蓄の推進
    - 防災資機材の備蓄
    - 性別や年齢などに配慮した災害用物資の備蓄
  - 必要物資の適正な配置
  - 避難所の耐震化の推進
  - 避難路、案内板の整備



## 関連計画

地域防災計画(平成17年度～)  
国民保護計画(平成18年度～)  
水防計画(平成17年度～)

## まちづくりの指標(成果指標)

指標名	現状値 (平成25年度)	目標値 (平成31年度)	解説・算出方法など
避難所の耐震化率	81.4%	90.0%	地域防災計画に位置づけられた避難所のうち、耐震性が確保されている施設の割合

## 3-1-3

## 防犯対策の強化

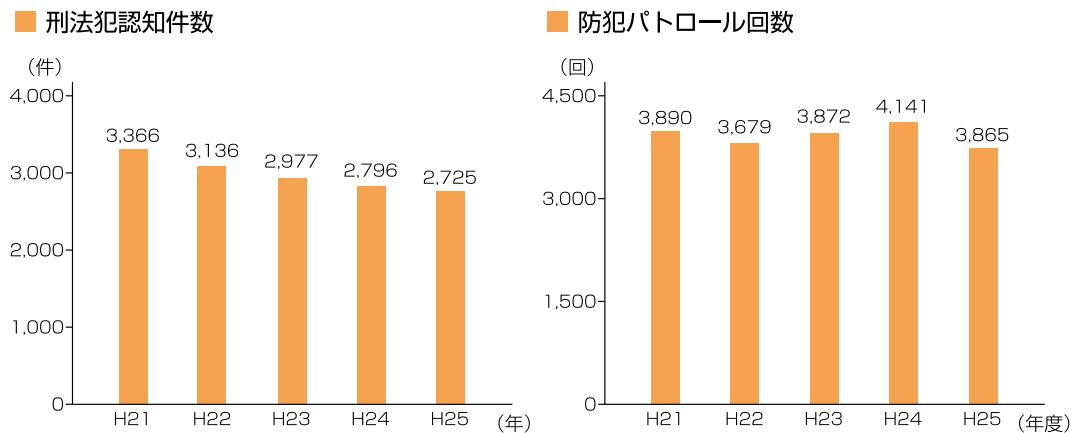
## 施策の目指す姿

- ① 防犯体制の強化と整備により犯罪が減少し、市民が安心して安全に暮らしています。
- ② 迅速な犯罪情報の共有化と自主的な防犯活動により、市民や地域の防犯力が高まっています。

## 現状と課題

- ① 本市の人口10万人当たりの犯罪発生件数は、依然として高い水準にあるものの、刑法犯認知件数は減少の傾向にあります。市民、警察、行政が一体となった防犯活動体制を強化するとともに、防犯灯や防犯カメラ内蔵防犯灯の計画的な整備や適正な維持管理などを推進していく必要があります。
- ② ボランティアや地域防犯団体によるパトロール活動は、参加者が増加し、活動団体の充実が図られています。しかし、子どもや女性を対象とした不審者情報は減少していないことから、パトロールの強化と防犯情報の共有による防犯意識の啓発を図り、効果的なパトロール活動を推進していく必要があります。

## 関連データ



## 市民の実感 (H26市民意識調査)

本施策「防犯対策の強化」について「満足」または「どちらか」というと満足」と回答した市民の割合

**38.4%**

## 施策の基本方針

- ① 防犯体制の強化と整備により、犯罪の継続的な減少を目指します。
- ② 自主的な防犯活動を推進し、犯罪の未然防止に努めます。

## 施策の展開

- ① 防犯体制の強化と整備
  - 警察、防犯協会、防犯ボランティア団体などとの連携体制の強化
  - 防犯ステーション<sup>\*</sup>の活用・充実
  - 防犯灯や防犯カメラ内蔵防犯灯の適正配置
  - 休日・夜間パトロールの推進
- ② 自主防犯活動の推進
  - 市民への犯罪情報の迅速な提供
  - 市民への防犯意識の啓発
  - 青色防犯パトロール車による防犯パトロール活動の強化
  - 老人クラブによる通学路見守り活動の促進

### ※防犯ステーション

青色防犯パトロール車の発着点や、登下校時の子どもたちへの声かけなどの地域防犯活動の拠点として4カ所を設置している。

- ①防犯ステーション北公民館前
- ②防犯ステーション赤堀公民館分館
- ③防犯ステーションスマートク
- ④防犯ステーション剛志駅前



## 関連計画

安心安全まちづくり行動計画(平成25年度～平成27年度)

## まちづくりの指標（成果指標）

指標名	現状値 (平成25年度)	目標値 (平成31年度)	解説・算出方法など
刑法犯認知件数	2,725件 (平成25年)	2,400件 (平成31年)	伊勢崎警察署管内のうち、市内で発生した刑法犯の件数
防犯パトロール回数	3,865回	4,200回	公民館などに配備されている青色防犯パトロール車により行われた防犯パトロールの回数

## 3-1-4

## 消防・救急体制の充実

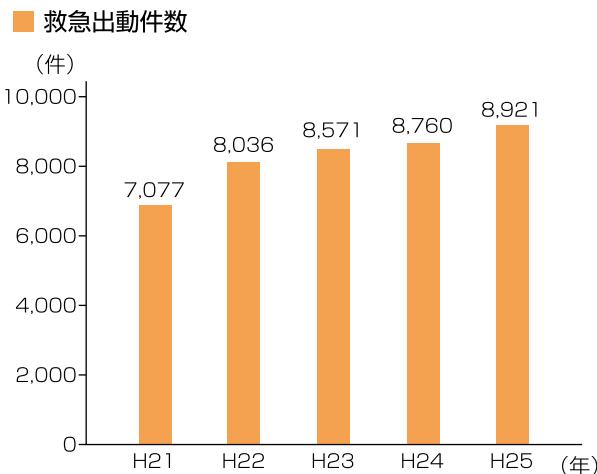
## 施策の目指す姿

- ① 家庭や施設、事業所などで火災予防対策が進み、市民生活での安全性が高まっています。
- ② 火災や災害に備える消防体制が強化され、市民は日々の安心や安全をより強く実感しています。
- ③ 救急体制が充実し、市民の救急業務への信頼が深まり、安心して暮らしています。

## 現状と課題

- ① 全国的に一般住宅での火災による死者は依然として多く、また多数の死傷者が発生する火災や<sup>\*</sup>思いがけない危険物の事故なども後を絶ちません。災害を未然に防ぐことが第一に重要で、そのための実効性ある対策が求められています。
- ② 異常気象に伴う自然災害の発生や大規模災害に対する危惧から、地域の消防力の向上を含めた、総合的な消防体制の強化が必要になっています。また、緊急消防援助隊などの広域的な消防の応援に対しても、十分に備えておく必要があります。
- ③ 高齢化の進展などに伴い、救急出動の件数は年々増加の傾向にあり、救急需要に対応するための出動体制の整備が急務となっています。また、救急業務の高度化や応急手当の普及など、傷病者の命を救うための対策のさらなる拡充が求められています。

## 関連データ



## 市民の実感 (H26市民意識調査)

本施策「消防・救急体制の充実」について「満足」または「どちらか」というと  
満足」と回答した市民の割合

**45.6%**

## 施策の基本方針

- ① 火災予防や危険物の保安対策を推進し、火災や危険物の事故などを未然に防ぎます。
- ② 火災から市民の生命や財産を守り、多様化する災害に対応するため、総合的な消防体制の充実と強化を図ります。
- ③ 一人でも多くの傷病者の命を救うため、救急体制のさらなる充実を図ります。

## 施策の展開

### ① 火災予防対策の推進

- 住宅用火災警報器の設置と維持管理対策の促進
- 不特定多数の人が利用する施設や事業所への査察指導の強化
- 危険物施設や取扱者に対する保安対策と指導の徹底
- 多様化する火災原因の究明と予防対策の確立
- 火災予防意識の普及と啓発活動の充実

### ② 消防体制の強化

- 消防施設の整備と装備の充実
- 消防団を核とする地域消防力の向上
- 広域的な連携体制の強化
- 消防水利<sup>\*</sup>の充実

### ③ 救急体制の充実

- 出動体制の整備と業務の高度化の推進
- 装備資器材の整備と充実
- 応急手当講習会<sup>\*</sup>の充実と市民の参加促進
- 医療機関や地域MCとの連携強化

#### ※消防水利

防火水槽や消火栓など、消防活動を行う際の水利施設。

#### ※応急手当講習会

心肺蘇生法やAED(自動体外式除細動器)の使用法などの習得を目的に、消防本部が市民を対象に行う、救命のための講習会。

#### ※地域MC (メディカルコントロール)

地域を単位に、医師が医学的見地に基づき救急隊員に対し「指示・指導・助言」、「事後検証」、「再教育」を行うこと、また、その体制。



## まちづくりの指標（成果指標）

指標名	現状値 (平成25年度)	目標値 (平成31年度)	解説・算出方法など
耐震性貯水槽設置数	144基	156基	耐震性が高く災害時でも安定的に水量を確保できる防火水槽を設置した数
バイスタンダーによる心肺蘇生実施率 <sup>*</sup>	49.0%	55.0%	心肺停止状態となった傷病者に対し、その場に居合わせた人が心肺蘇生を実施した割合 心肺蘇生実施数 ÷ 心肺停止者数 × 100

#### ※バイスタンダー

救急現場において、その場に居合わせた人のこと。

## 3-1-5

## 交通安全対策の推進

## 施策の目指す姿

## ※交通安全施設

道路での交通の安全の確保を目的とする施設。市が管理する道路に設置する道路反射鏡や防護柵(ガードレール)などのほか、県公安委員会が設置する信号機や道路標識などがある。

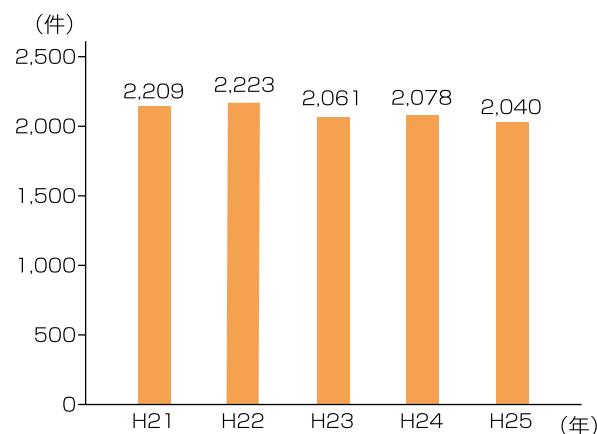
- ① 交通安全施設の整備や交通危険箇所の解消により、市民が安心して安全に利用できる交通環境が整備されています。
- ② 交通安全活動の推進により、市民の交通安全意識が高まり、交通事故が減少しています。

## 現状と課題

- ① 本市の交通事故件数は減少傾向にありますが、高齢者の関わる事故が占める割合は増加傾向にあります。交通事故多発地点や危険箇所を早期に把握し、道路反射鏡の整備や道路区画線の引き直しなどにより、安心して通行できる環境の整備が求められています。
- ② 通学途中の児童が犠牲となる悲惨な交通事故が全国的に発生していますが、その原因として道路構造上の問題や運転マナーの欠如などが問題視されています。交通事故の防止に向けて、警察や関係団体などと連携し、市民の交通安全意識の向上を図る取り組みが必要とされています。

## 関連データ

## ■ 交通事故発生件数



## 市民の実感 (H26市民意識調査)

本施策「交通安全対策の推進」について「満足」または「どちらかというと満足」と回答した市民の割合

**41.6%**

## 施策の基本方針

- ① 交通安全施設の充実を図り、市民の安全な暮らしを実現します。
- ② 交通ルール・マナーなど交通安全意識の向上を図り、交通事故の防止に努めます。

## 施策の展開

- ① 交通安全施設の充実
  - 道路反射鏡、道路区画線、視線誘導標などの整備
  - 交通事故危険箇所の解消
  - ゾーン30<sup>\*</sup>の推進
- ② 交通安全意識の向上
  - 広報車による啓発活動の推進
  - 街頭啓発活動の強化
  - 高齢者、子どもを対象とした交通安全教室の開催
  - 登下校時の交通安全の確保
  - キラキラ運動<sup>\*</sup>の推進

### ※ゾーン30

歩行者や自転車などの安全を確保するため、市街地の住宅街など生活道路が密集する区域を指定し、交通標識や路面表示などを整備することで、その区域での自動車の最高速度を時速30キロに制限する交通規制。

### ※キラキラ運動

歩行者や自転車利用者などが反射材を身体などに装着し、自動車運転者に対して注意を促すことにより自身の安全を確保するための取り組み。



## 関連計画

第9次交通安全計画(平成23年度～平成27年度)

## まちづくりの指標(成果指標)

指標名	現状値 (平成25年度)	目標値 (平成31年度)	解説・算出方法など
交通事故発生件数	2,040件 (平成25年)	1,600件 (平成31年)	伊勢崎警察署管内のうち、市内で発生した交通人身事故の件数

## 3-1-6

## 消費者保護対策の充実

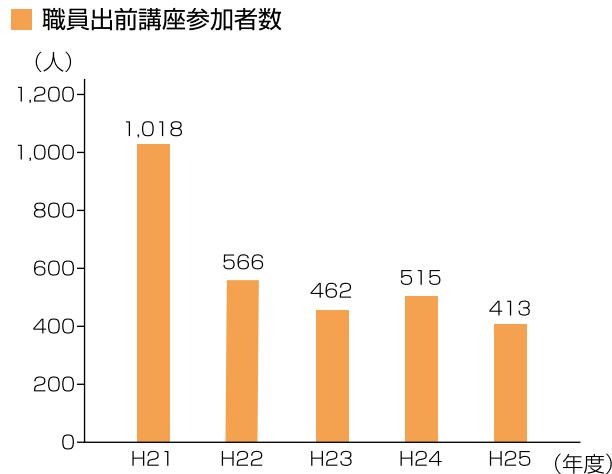
## 施策の目指す姿

- ① 啓発活動の展開により、正しい消費知識を理解し、市民が自ら考え、行動できる消費者になっています。
- ② 消費生活相談体制が整い、市民が消費者トラブルを回避しています。
- ③ 適正な規格や表示による商品やサービスが提供され、市民が安心・安全に消費生活を営んでいます。

## 現状と課題

- ① 近年、インターネットや携帯電話などによる情報化の進展をはじめ、消費者を取り巻く環境は急激に変化し、振り込め詐欺や架空請求など大きな社会問題となっています。市民一人ひとりの消費者意識を高めるための積極的な取り組みが必要とされています。
- ② 契約トラブルや多重債務問題など、消費者問題は複雑化、多様化して、年齢にかかわらず誰もが被害者になる可能性があります。消費者からの被害の防止や救済の相談に適切に対応するため、相談員の能力の向上に努めるとともに、県や警察などの関係機関と連携し、相談体制の充実を図る必要があります。
- ③ 様々な製品があふれ、生活に便利さや快適さがもたらされる一方で、欠陥や不良による事故が発生するなど、消費者の権利の保護への関心が高まっています。製品の安全性の確保や、社会・経済活動で最も基本的な制度である計量検査を適切に実施し、市民の消費生活の安定を図る必要があります。

## 関連データ



## 市民の実感 (H26市民意識調査)

本施策「消費者保護対策の充実」について「満足」または「どちらか」というと  
満足」と回答した市民の割合

**36.4%**

## 施策の基本方針

- ① 消費者の意識啓発や学習機会の充実により、正しい知識を持った消費者の育成を図ります。
- ② 消費生活相談体制の充実により、被害の未然防止と損害の軽減を図ります。
- ③ 適正な検査を実施し、消費者の生活の安全と秩序の維持に努めます。

## 施策の展開

- ① 消費者意識の向上
  - 消費者意識の啓発と学習機会の充実
  - 市の広報紙、チラシ、市ホームページなどによる情報提供
  - 惠質商法などをテーマとした職員出前講座の開催促進
- ② 消費生活相談体制の充実
  - 国・県などの関係機関との連携による情報の共有
  - 弁護士などと連携した定期的な相談会の開催
  - 消費生活専門相談員の資質向上
- ③ 消費生活の安定と向上
  - 製品の安全に関する情報の市民への提供
  - 消費生活展の開催
  - 製品安全4法に基づく店舗や事業者への立入検査の実施
  - 計量法に基づく適正な検査の実施



### ※製品安全4法

消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の4法。製品についての安全基準などを設け、消費者の安全の確保を目的としている。

### ※計量法

計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、経済の発展と文化の向上に寄与することを目的とする法律。

## まちづくりの指標（成果指標）

指標名	現状値 (平成25年度)	目標値 (平成31年度)	解説・算出方法など
職員出前講座参加者数	413人	800人	「惠質商法等の被害に遭わないために」をテーマとした職員出前講座に参加した人数